

(別紙)

農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等における留意事項

農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類
- (3) 種苗購入や資材購入、他の集出荷施設等に農産物の輸送等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

＜関係事業＞

- 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）
- 強い農業づくり総合支援交付金
- 農山漁村振興交付金
- 持続的生産強化対策事業
- 被災木材加工流通施設等復旧対策
- 水産業共同利用施設緊急復旧整備事業